

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公表番号】特表2007-535598(P2007-535598A)
 【公表日】平成19年12月6日(2007.12.6)
 【年通号数】公開・登録公報2007-047
 【出願番号】特願2007-509976(P2007-509976)
 【国際特許分類】

C 0 8 L 21/00 (2006.01)
 C 0 8 K 3/04 (2006.01)
 C 0 8 K 3/36 (2006.01)
 B 6 0 C 1/00 (2006.01)
 B 6 0 C 9/00 (2006.01)
 B 6 0 C 9/04 (2006.01)
 B 6 0 C 9/20 (2006.01)
 B 6 0 C 15/06 (2006.01)

【 F I 】

C 0 8 L 21/00
 C 0 8 K 3/04
 C 0 8 K 3/36
 B 6 0 C 1/00 C
 B 6 0 C 9/00 H
 B 6 0 C 9/04 D
 B 6 0 C 9/20 G
 B 6 0 C 15/06 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属/ゴム複合体を製造するために使用でき、金属製強化部材に対して接着性のゴム組成物であって、少なくとも1種のジエン系エラストマー、強化フィラー、架橋剤系およびランタニド化合物を含むことを特徴とするゴム組成物。

【請求項2】

前記ジエン系エラストマーが、ポリブタジエン、天然ゴム、合成ポリイソブレン、ブタジエンコポリマー、イソブレンコポリマーおよびこれらエラストマーの混合物からなる群から選択される、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記ランタニドが、ランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジウム、サマリウム、エルビウムおよびこれら希土類元素の混合物からなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記ランタニドがネオジウムである、請求項3記載の組成物。

【請求項5】

前記ランタニド化合物が、有機ランタニドである、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

前記有機ランタニドが、アビエレート、アセテート、アセチルアセトネート、ベンゾエート、ブチレート、ホルメート、リノレエート、マレエート、オレエート、プロピオネート、ナフテネート、レジネート、ステアレート、およびこれら化合物の混合物からなる群から選択される、請求項5記載の組成物。

【請求項7】

前記有機ランタニドが、アセチルアセトネートおよびナフテネートからなる群から選択される、請求項6記載の組成物。

【請求項8】

前記有機ランタニドが、ネオジムアセチルアセトネートである、請求項7記載の組成物。

【請求項9】

前記ランタニド化合物の含有率が、0.1～10phrなる範囲内にある、請求項1に記載の組成物。

【請求項10】

更に、コバルト化合物をも含む、請求項1に記載の組成物。